

# 第 1 回宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議

日 時:平成31年4月23日(火)10時10分～

場 所:第3庁舎18階 大会議室

## 1 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針に基づく取組について

## 2 その他

(配布資料)

出席者名簿

資料1 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針に基づく取組について

資料2 「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」の着実な推進に向けた  
検討体制

資料3 川崎市宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議設置要綱

宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議 委員名簿

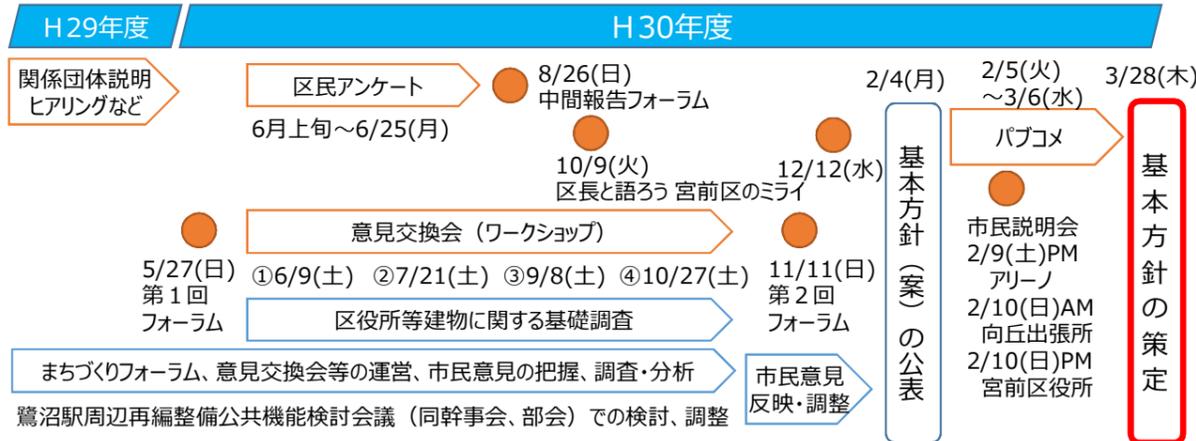
平成 31 年 4 月 23 日

	委員
座長	藤倉 茂起 副市長
副座長	伊藤 弘 副市長
副座長	加藤 順一 副市長
1	総務企画局長
2	財政局長
3	市民文化局長
4	経済労働局長
5	健康福祉局長
6	こども未来局長
7	まちづくり局長
8	建設緑政局長
9	宮前区長
10	交通局長
11	消防局長
12	教育次長

## 1 基本方針の策定

本市総合計画において「地域生活拠点」の一つとして位置づけられている鷺沼・宮前平駅周辺地区では、現在、民間事業者による鷺沼駅周辺の再開発計画の検討が進められている。

本市では、平成30(2018)年2月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の検討に関する考え方について」を公表してから、意見交換会やフォーラムをはじめ、多角的な区民意見の把握に取り組んできた。平成31(2019)年2月には、こうした様々な場面でいただいた区民意見を踏まえ、区民意識アンケート、基礎調査の結果などを総合的に整理・検討し、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針(案)」を公表、パブリックコメント手続や市民説明会での意見交換を経て、同年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定した。



### 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針(一部抜粋)

#### 第5章 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本的な考え方

##### ■方向性

- ① 将来的な少子高齢化の一層の進行を見据え、災害に強く、しなやかで多様なコミュニティを創出する宮前区のミライを展望し、民間事業者による再開発によって交通結節機能をはじめ、都市としての機能が向上する鷺沼駅周辺に、宮前区役所・市民館・図書館を移転・整備し、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を図る。
- ② 民間事業者による再開発事業との連携により、民間施設と行政施設の相乗効果による機能・空間の実現を図り、文化・交流拠点の形成と新たなコミュニティの創出を図る。
- ③ 現区役所等施設・用地は、本市の貴重な財産として、地域課題の解決や魅力ある地域づくりに向けた活用のあり方について、宮前区全体と周辺エリアの将来を見据え、市民参加で検討する。



##### ■基本的な考え方

- ① 鷺沼駅の交通結節機能の強化を踏まえた宮前区の核となる地域生活拠点の形成
- ② 建物・設備の更新と的確な機能分担による災害に強いまちづくり
- ③ 民間施設等との連携による文化・交流拠点の形成と新たなコミュニティの創出
- ④ 現区役所等施設・用地の活用に向けた市民参加による検討
- ⑤ 地域バランスを考慮した区全体の機能向上(向丘出張所の機能の検討)

#### 第6章 今後の取組

■再開発事業全体スケジュール(想定)：



## 2 今年度の取組

### (1) 新宮前市民館・図書館の整備に向けた取組

新たな市民館・図書館の基本計画の策定に向け、区民参加型の「意見交換会(ワークショップ)」やイベント等の機会を活用し、市民意見の把握を進めていく。

#### ア 意見交換会(ワークショップ)

- ・回数：2回開催
- ・対象/人員…区民40人程度(公募20人程度、無作為抽出20人程度)

#### イ アンケート・イベント等

- ・住民基本台帳から無作為抽出した600人へのアンケートの実施
- ・区民祭などの市民参加の機会をとらえた意見聴取

意見交換会は、公募と無作為抽出をバランスよく組み合わせた参加者募集とすることで、多角的な意見聴取の場としていく。また、意見交換と併せて、市民館・図書館の機能の充実や更なる連携に向けて、他都市の事例調査等を実施する。

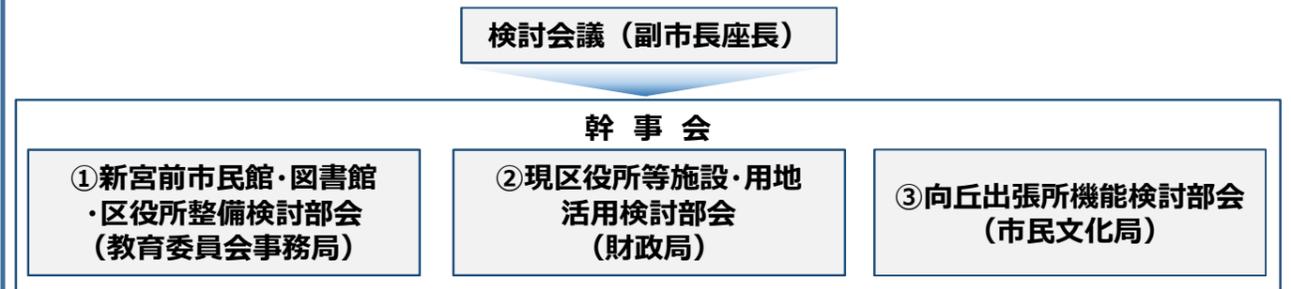
### (2) 環境アセスメントや都市計画手続の着実な推進

基本方針で示した各機能の規模等を踏まえ、現在、再開発準備組合において、より詳細な検討が進められている。今後のスケジュールについては、平成31(2019)年度の環境影響評価(環境アセスメント)手続や都市計画手続を経て、平成33(2021)年度の工事着手を目指し、連携した取組を進めていく。

この間の市民意見聴取については、今年度は、環境アセスメント手続として、準備組合による説明会や意見書提出の機会があり、また、都市計画手続として、素案説明会や縦覧など、都市計画について、市民意見を伺う。

### (3) 基本方針の着実な推進に向けた検討体制の構築【資料2・3参照】

鷺沼駅周辺再編整備を契機として、基本方針に基づき、宮前区全体の機能向上、持続可能なまちづくりに向けた取組を着実に推進するため、宮前区のまちづくりにおける公共機能に関する調査検討を行うことを目的とした「宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議」を設置し、複数の関係部局による相互補完的な調査検討と、具体的な取組の推進に向け、庁内横断的な連携体制を構築する。



### (4) 市民周知

基本方針に基づく着実な取組を推進するため、引き続き、今後の取組の中で、継続的な説明、意見交換を進めていく。当面の市民周知として、以下の取組を実施する。

- 市政だより宮前区版5月1日号 特集記事掲載、コラムの掲載等による周知
- 昨年度に実施した関係団体ヒアリングの対象者に対して、基本方針の策定結果を送付
- 宮前区ホームページを中心に情報を整理・再構成し、情報発信

## 3 主なスケジュール

- 平成31年5月 常任委員会(文教・まちづくり委員会報告) ⇒基本方針策定についての報告
- 平成31年度上半期 環境アセスメント手続着手(準備組合) ⇒再開発事業の建物計画概要の公表
- 平成31年度中 新宮前市民館・図書館に関する基本計画案等の公表
- 平成31年度中 都市計画素案説明会

鷺沼駅周辺再編整備  
公共機能検討会議

(平成30年度検討体制)

1 設置目的及び所掌事項

鷺沼駅周辺再編整備における公共機能に関する調査検討を行う

- (1)区役所、市民館、図書館等の移転可能性を含め、鷺沼駅周辺再編整備に導入する公共機能に関すること
(2)公共交通による駅アクセスの向上に関すること

2 構成

(1)検討会議

Table with 2 columns: Role (座長, 副座長, 委員) and Name (鷺沼副市長, 伊藤副市長, etc.)

(2)幹事会

Table with 2 columns: Role (幹事長, 副幹事長, 幹事) and Name (まちづくり局市街地整備部長, etc.)

(3)部会(別要綱設置)

○区役所、市民館、図書館等の移転可能性を含め、鷺沼駅周辺再編整備に導入する公共機能に関すること

Table with 2 columns: Role (部会長, 部会員) and Name (市民文化局コミュニティ推進部長, etc.)

※事務局…市民文化局

基本方針策定を踏まえ、検討体制を改組

宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議

1 設置目的

- 鷺沼駅周辺再編整備を契機として、宮前区全体の機能向上、持続可能なまちづくりに向けた取組を着実に推進するため、宮前区のまちづくりにおける公共機能に関する調査検討を行う。
複数の関係部局による相互補完的な調査検討と、具体的な取組の推進が求められることから、役割分担を整理するとともに、庁内横断的な連携体制を構築する。

2 構成

(1)検討会議

- 宮前区のまちづくりにおける公共機能の検討に関する意思決定機能を担う。

座長: 藤倉副市長(まちづくり局所管副市長) 副座長: 伊藤副市長、加藤副市長

委員: 総務企画局長、財政局長、市民文化局長、経済労働局長、健康福祉局長、子ども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、宮前区長、交通局長、消防局長、教育次長

※ 昨年度の体制に、現区役所等施設・用地活用に関する検討を行うため消防局長を、地域包括ケアシステムの取組等と連携した検討を行うため、健康福祉局長及び子ども未来局長を加える。

(2)幹事会

- 鷺沼駅周辺再編整備全体や駅アクセス向上の取組に関する調査検討を行うとともに、「部会」における課題の抽出、検討状況の確認、全体の取組の調整機能を担う。

幹事長: まちづくり局市街地整備部長 副幹事長: 財政局資産管理部長、市民文化局コミュニティ推進部長、宮前区役所副区長、教育委員会事務局生涯学習部長

幹事: 部会に属する課長のほか、経済労働局企画課長、まちづくり局交通政策室担当課長、建設緑政局企画課長、交通局経営企画課長

※事務局…(1)(2)とも、まちづくり局

(3)部会

- 基本方針に掲げる「基本的な考え方」や「今後の取組」等に基づき、各課題に関する具体的な調査検討を行う。

①新宮前市民館・図書館・区役所整備検討部会

○主な調査検討内容

民間施設等との連携による文化・交流拠点の形成と新たなコミュニティの創出に関すること

- 再開発事業による施設整備として、これまでの区役所、市民館・図書館としての単一機能的な施設ではなく、民間施設との連携、機能・空間の融合や多機能化による相乗効果創出に向けた検討
・市民館・図書館(区役所)の具体的な施設整備に向けた検討
・コミュニティに関わる施策の総合化の検討
・災害に強いまちづくりの推進に向けた施設機能の検討

Table with 2 columns: Role (部会長, 副部会長, 部会員) and Name (教育委員会事務局生涯学習部長, etc.)

オブザーバー…総務企画局危機管理室計画調整担当課長

②現区役所等施設・用地活用検討部会

○主な調査検討内容

現区役所、市民館、図書館施設・用地の活用に関すること

- 現区役所等施設・用地について、宮前区全体の将来のまちづくりや現区役所周辺エリアの活性化等の観点から課題やニーズを整理し、区全体の魅力や安全安心の暮らしの向上を目指した活用方法を検討
・検討段階に応じた市民参加の機会確保に向けた検討

Table with 2 columns: Role (部会長, 副部会長, 部会員) and Name (財政局資産管理部長, etc.)

③向丘出張所機能検討部会

○主な調査検討内容

向丘出張所の機能に関すること

- 地域バランスを考慮した区全体の機能向上という観点や、関係施策の位置付け・検討状況を踏まえ、共に支え合う地域づくりとコミュニティ形成を推進する身近な地域の拠点としての機能のあり方の検討

Table with 2 columns: Role (部会長, 副部会長, 部会員) and Name (市民文化局コミュニティ推進部長, etc.)

## 川崎市宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 鷺沼駅周辺再編整備を契機として、宮前区全体の機能向上、持続可能なまちづくりに向けた取組を着実に推進することを目的として、宮前区のまちづくりにおける公共機能に関する調査検討を行うため、川崎市宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 宮前市民館・図書館・区役所の移転・整備に関すること。
- (2) 現区役所等施設・用地の活用に関すること。
- (3) 向丘出張所の機能に関すること。
- (4) 公共交通による駅アクセスの向上に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 検討会議は、座長、副座長及び別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 座長は、まちづくり局に属する事務を担当する副市長とし、副座長は他の副市長をもって充てる。

## (会議)

第4条 検討会議は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

## (幹事会)

第5条 検討会議を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 4 幹事長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

## (部会)

第6条 検討会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」に掲げる「基本的な考え方」や「今後の取組」等に基づき、各課題に関する具体的な調査検討を行い、その結果を検討会議に報告するものとする。
- 3 部会は、当面の間、次の3つを置き、それぞれ別表3から別表5までに掲げる部会長、副部会長、部会員及び事務局をもって組織する。
  - (1) 新宮前市民館・図書館・区役所整備検討部会（別表3）
  - (2) 現区役所等施設・用地活用検討部会（別表4）
  - (3) 向丘出張所機能検討部会（別表5）

4 各部会の所掌は、次号に定めるとおりとする。

(1) 新宮前市民館・図書館・区役所整備検討部会

ア 宮前市民館・図書館・区役所の移転・整備に関する事。

イ その他必要な事項に関する事。

(2) 現区役所等施設・用地活用検討部会

ア 現区役所等施設・用地の活用に関する事。

イ その他必要な事項に関する事。

(3) 向丘出張所機能検討部会

ア 向丘出張所の機能に関する事。

イ その他必要な事項に関する事。

5 各部会の運営は、第5条第3項から第5項までの規定を準用する。ただし、準用にあたっては、「幹事会」を「部会」、「幹事長」を「部会長」、「幹事」を「部会員」と読み替えることとする。

(庶務)

第7条 検討会議及び幹事会の庶務は、まちづくり局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	総務企画局長 財政局長 市民文化局長 経済労働局長 健康福祉局長 こども未来局長 まちづくり局長 建設緑政局長 宮前区長 交通局長 消防局長 教育次長
----	--

別表2 (第5条関係)

幹事長	まちづくり局市街地整備部長
副幹事長	財政局資産管理部長 市民文化局コミュニティ推進部長 宮前区役所副区長 教育委員会事務局生涯学習部長
幹事	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部財政課長 財政局資産管理部資産運用課担当課長 市民文化局市民生活部企画課担当課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 経済労働局産業政策部企画課長 健康福祉局総務部企画課長 こども未来局総務部企画課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局交通政策室担当課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 建設緑政局総務部企画課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長 (教育委員会事務局 宮前市民館長) 宮前区役所向丘出張所長 宮前区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課長 交通局企画管理部経営企画課長 消防局総務部企画担当課長 消防局宮前消防署副署長 教育委員会事務局総務部企画課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長 教育委員会事務局中原図書館長 教育委員会事務局宮前図書館長

別表3（第6条関係）新宮前市民館・図書館・区役所整備検討部会

部会長	教育委員会事務局生涯学習部長
副部会長	宮前区役所副区長
部会員	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部財政課長 財政局資産管理部資産運用課担当課長 市民文化局市民生活部企画課担当課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長（教育委員会事務局 宮前市民館長） 教育委員会事務局総務部企画課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長 教育委員会事務局中原図書館長 教育委員会事務局宮前図書館長
事務局	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

別表4（第6条関係）現区役所等施設・用地活用検討部会

部会長	財政局資産管理部長
副部会長	宮前区役所副区長
部会員	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部財政課長 財政局資産管理部資産運用課担当課長 市民文化局市民生活部企画課担当課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 消防局総務部企画担当課長 消防局宮前消防署副署長 教育委員会事務局総務部企画課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
事務局	財政局資産管理部資産運用課

別表5（第6条関係）向丘出張所機能検討部会

部会長	市民文化局コミュニティ推進部長
副部会長	宮前区役所向丘出張所長
部会員	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部財政課長 財政局資産管理部資産運用課担当課長 市民文化局市民生活部企画課担当課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 健康福祉局総務部企画課長 こども未来局総務部企画課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 宮前区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課長 教育委員会事務局総務部企画課長
事務局	市民文化局コミュニティ推進部区政推進課